

# 子育て世帯臨時特例給付金申請受付のお知らせ

本年4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、国から子育て世帯臨時特例給付金が支給されることとなりました。

村の申請受付開始日は、7月1日（火）を予定しています。

なお、この給付措置は、国の補助事業として実施するため、申請期限が設定されていますので、給付対象者に該当する場合は、早めの申請手続きをお願いします。

## 【給付金の基準日等】

### ① 支給対象者

- 平成26年1月1日(基準日)に、本村に住民票がある人
- 平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給し、平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人

### ② 支給対象児童

平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

※次に該当する場合は、対象外となります。

- 臨時福祉給付金の対象となる児童
- 生活保護を受給する児童

### ③ 申請書の配布および受付期間等



	公務員でない人	公務員の人の人
申請書の配布	7月上旬に平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給している人に対して、村から個別通知と申請書が届きます。	申請書および受給証明書が交付されるため、村からの個別通知はありません。職場からの申請書、児童手当受給状況証明書が交付されますので、申請開始(7月)まで大切に保管してください。
提出先	住民福祉課・久木野庁舎窓口センター・長陽総合調整課	
給付方法	原則として指定金融機関口座への振込	
給付額	対象児童一人につき1万円(給付は1回限りです)	
申請期間および受付時間	7月1日(火)～9月30日(火) ※必着 午前8時30分～午後5時15分	
申請先	平成26年1月1日において住民登録している市町村が、申請先となります。1月2日以降に転入した人は、転入前の市町村にお問い合わせください。また、公務員であり職場から児童手当(特例給付を含む。)を受給している人も、子育て世帯臨時特例給付金は、平成26年1月1日において住民登録がされている市町村で申請を受付、支給します。	
申請必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証などの写し)</li> <li>• 金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳、キャッシュカードの写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 職場より配布された子育て世帯臨時特例給付金の申請書、児童手当受給状況証明書(原本)</li> <li>• 振込先金融機関、口座番号、口座名義人が分かる通帳、またはキャッシュカードの写し</li> <li>• 本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証などの写し)</li> </ul>
支給開始日	申請書受付後の審査や事務処理の都合上、給付金の振込みは、申請受付月の翌月の第3金曜日に口座振込を予定しています。	

◆給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

〈問い合わせ〉役場 住民福祉課福祉係 TEL(62)9195